

< 特殊詐欺被害等の未然防止対策 >

キャッシュカードによるお振込みの一部利用制限について

日頃は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまを、言葉巧みにATMに誘導し、電話で操作を指示し、意識されないうちに、ご預金を振込みさせる「還付金詐欺」が増加しております。

当金庫では、このような詐欺被害を未然に防止するため、緊急対応策として、平成28年12月に70歳以上のお客さまにキャッシュカードによる振込機能の一部利用制限を実施させていただきましたが、被害が70歳未満のお客さまに及んでいるため、対象年齢を65歳以上に引下げさせていただくこととしました。

何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応策

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、当金庫のATMから3年以上、キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さま

(2) 実施日

令和1年5月20日（月）より実施

2. その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでのお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出下さい。

ご本人確認のうえ振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるATMでのお預入れやお引出しにつきましては、変更ございませんので、従来通りご利用できます。

詳しくは、窓口にお問合わせ下さい。

以上